

様式第1号（第6条関係）

高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

〒

住 所

氏 名

電話番号

年度において、高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）の交付を受けたいので、高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金申請額	円（助成対象経費の2/3・千円未満切捨て・上限10万円）					
2 助成対象経費	①引越し費用	②住宅賃貸借契約費用 （仲介手数料・礼金）			合計（①+②）	
	円	円			円	
3 世帯構成	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
		本人				
4 前住所						
5 転入年月日	年 月 日					
6 添付書類	1 助成対象経費の領収書等の写し 2 本人確認書類 3 誓約書（別紙様式） 4 その他市長が必要と認める書類					

(別紙様式)

誓約書

年 月 日

高 梁 市 長 様

住 所

氏 名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

私は、高梁市に5年以上居住する意思をもって、高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）を申請します。

なお、高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）交付要綱（以下「要綱」）第10条の規定に該当し、助成金の交付決定の取消しを受けた場合は、要綱に基づき所定の助成金返還義務を負うことに意義ありません。

【参考】

要綱第10条 抜粋（助成金の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者又は助成金受領者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の取消し又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱により助成金受領者及びその者の世帯員全員が、正当な理由なく助成金の交付を受けた日から5年未満に市外へ転出したとき
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって助成金の決定又は交付を受けたとき
- (3) その他市長が助成金を交付することが不相当であると認めたとき

2 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずる場合は、高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）返還（取消）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に返還命令額を返還しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）交付請求書

年 月 日

高 梁 市 長 様

請求者 住所
氏名

印

年 月 日付け、第 号により交付決定（確定）通知のありました
年度高梁市定住促進住宅助成金（子育て世帯引越し助成事業）について、下記金額
を交付されたく請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	（ 普 通 ・ 当 座 ）	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること